

○ ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 目的</p> <p>ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、<u>激甚な災害を受け、被災ため池の災害復旧事業のみ又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業のみでは被災ため池と一連の地域内に残存する次期出水時の被災原因を除去できない場合に、同域内の次期出水における被災原因の除去に努めることにより、農業経営の安定を図るとともに国土の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1. 事業の内容</p> <p>この事業は、<u>激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは被災ため池と一連の地域内において次期出水における被災原因となり得る箇所への対策が十分期待できない場合に、次に掲げる（1）又は（2）について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。</u></p> <p><u>（1）被災ため池と一連の地域内にあり緊急に対策が必要なため池</u></p> <p><u>（2）当該災害によりため池上流域内に土砂崩壊等が発生しており、緊急に対策が必要なため池</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3 採択基準</p> <p>この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、<u>ため池又は、ため池上流域内の災害復旧事業に関連してため池の整備を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資することを目的とする。</u></p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1. 事業の内容</p> <p>この事業は、<u>激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、被災ため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又はその上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第3 採択基準</p> <p>この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。</p>

(1) 次のア又はイのいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

(削る。)

ア 被災ため池と一連の地域内にあり、緊急に対策が必要なため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

イ ため池上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、アの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

(2) 工事費は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。ただし、この事業の実施によって得られる効果が大である場合はアを満たすことのみで採択できる。

ア 1,500万円以上であること

イ 原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること

(3) （略）

(削る。)

(1) 次のいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

ア 被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの

ただし、緊急放流能力の付加にあつては、下記イの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するものに限る

イ 被災ため池と一連の地域内にあるため池又はその上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次のいずれかに該当するもの

（ア）・（イ） （略）

（ウ） 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

（新設）

(2) 工事費が1,500万円を超え、かつ、農村振興局長が別に定める場合を除き、原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること。

（新設）

（新設）

(3) （略）

(4) この事業の実施によって得られる効果が大であるものであること。

第4 事業の申請
(略)

第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長から当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

第4 事業の申請
(略)

第5 事業の採択

地方農政局長は、第4の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長を経由して当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。